

坂戸市卓球連盟規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本連盟は、坂戸市卓球連盟（以下<連盟>という）と称する

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、坂戸市におく

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、坂戸市及び近郊の卓球愛好者及び団体を統括し、アマチュアスポーツとしての正しい卓球の普及発展を図り、市民の体位向上と相互の親睦を図ることを目的とする

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 市内及び近郊の卓球愛好者及び団体の統括、連絡
- (2) 卓球大会の主催および後援
- (3) 卓球関係の研修会、講習会等の開催
- (4) 他団体等の連絡、調整
- (5) その他連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、坂戸市在住、在勤者及び近郊の愛好者を持って組織する

第4章 会計

(会計年度)

第6条 本連盟の会計年度は、毎年4月2日から始まり3月31日で終わる

(登録料)

- 第7条
- (1) 登録料は、運営費として、団体及び個人とも年間1人500円とする
 - (2) 坂戸市内の中学生・高等学校生は、学校単位とする
年間、中学校は1000円・高等学校は2000円とする
ただし、坂戸ろう学校は、年間1000円とする
 - (3) 市外の中学生・高等学校生は、年間1人250円とする

第5章 会員

(会員)

- 第8条
- (1) 会員は第5条に従って当該年度、連盟に登録した者とする
 - (2) 個人登録は、市内在住・在勤者に限る
 - (3) 市内在住・在勤者以外は、坂戸市内のいずれかのチームに所属する者とする

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号に該当した時その資格を失う

- (1) 登録内容に偽りがあったとき
- (2) 代議員会において除名措置をとられたとき

第6章 役員

(役員)

第10条 連盟の役員は次の通りとする

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計 (4) 書記 若干名
- (5) 監事 若干名 (6) 理事長 1名 (7) 副理事長 1名 (8) 理事

(役員選出)

第11条 本連盟の役員は理事会において選出する

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりである

- (1) 会長は、連盟を代表し会務を統轄する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する
- (3) 理事長は、会長の命を受けて連盟の事業を掌握する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する
- (5) 理事は、連盟の事業を計画し立案し実行する
- (6) 会計は、連盟の会計業務のいっさいを行う
- (7) 監事は、毎月1回の会計監査を実施し代議員会において報告する

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。また、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは代議員会の議を経て解任することができる

- (1) 連盟の対面を汚した者
- (2) 役員として職務を怠った者
- (3) その他、連盟の正常な事業運営に著しい支障を及ぼした者

(役員交通費の支給)

第15条 役員が会議・大会運営に参加の場合には交通費として500円/回を支給する

第7章 会議

(会議)

第16条 連盟の会議は次のとおりとする

- (1) 代議員会
- (2) 理事会

(代議員選出)

第17条 (1) 代議員は連盟の登録団体より

- (2) 個人登録者は、その者を代議員とする

(代議員会)

第18条 代議員会は次の場合に会長が招集する

- (1) 定例として年1回
- (2) 会長が必要と認めたとき

(3) 理事の半数以上または代議員の半数以上の要求があったとき

(代議員会の審議)

第19条 (1) 代議員会は代議員の1/3位上の出席および委任状を持って成立する

(2) 議長に会長があたる

(代議員会の審議)

第20条 代議員会は次の各号について審議する

(1) 予算

(2) 決算および会見監査報告

(3) 規約の改廃

(4) 事業計画その他の重要事項

(理事会)

第21条 理事会は必要に応じて理事長が招集する

(理事会の運営)

第22条 (1) 理事会は理事の1/3以上の出席および委任状をもって成立する

(2) 議長には理事長があたる

(会議の議決)

第23条 各会議の議決は出席者の多数決によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する

付則

- 1 本規約施行についての必要な事項は理事会において別に定める。
- 2 本規約の改廃は代議員会において出席者の過半数の同意を持って行うことができる。
- 3 昭和60年3月8日一部規約を改正する。
- 4 本規約は、昭和60年4月1日より施行する。
- 5 第15条を昭和60年4月1日より施行する。第15条制定のため、旧条文の条項を繰り下げる。